

## 強化指定選手規程(Virtus 種目)

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（知的）強化委員会

### （目的）

第1条 国際知的障がい者スポーツ連盟（以下「Virtus」）が開催する国際大会で日本チーム、が最高の競技力を発揮することを目標に、強化指定選手として認定し、指定する国内大会への出場、国際大会派遣、強化合宿等を通じて競技力向上を図ることを目的とする。

### （対象）

第2条 対象者は次の項目すべてを満たす者とする。

- (1) 一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（以下「当連盟」）登録者。
- (2) Virtus 登録者。
- (3) メディカルチェックで健康上の問題が無く、陸上競技を行う上で心身共に適した状態であること。
- (4) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本を代表する選手としてふさわしく、別に定める強化指定選手等行動規程を遵守し、強化指定選手等誓約書を提出した者。  
またアンチ・ドーピング規程、クラシフィケーション規程を遵守し、いかなる時も暴力やハラスメント等スポーツ・インテグリティに反する行為を起こさない者。
- (5) 当連盟主催/共催大会及び世界パラ陸上競技連盟（以下「WPA」）公認大会、日本陸上競技連盟（以下「JAAF」）公認大会・各地域パラ陸協主催大会・Virtus 主催大会において、別表の強化指定選手標準記録を突破している者。

### （強化指定選手の決定等）

第3条 強化指定選手の決定等は次による。

#### （1）強化指定選手の決定

- ① 前条の基準に達している者から申請後、強化指定選手選考会（以下「選考委員会」という。）で審査・決定する。
- ② 決定は毎年4月1日付で行い3月31日まで有効とする。

前年1月1日～申請締切日の競技会での記録に基づいて、申請締切日までに申請があった者を審査し、4月1日付で決定する。但し、当該年（申請する年）の申請締切日から10月31日までに強化指定選手標準記録を突破した新たな選手については、追加の審査・決定は妨げない。ただし、申請は11月15日までとする。その他、一般の陸上競技大会において顕著な成績を有する場合など、強化委員会が強化指定相当と認めた者も対象とする。なお2026年は、Virtus アジアオセアニア大会が開催（予定）されることを鑑み、派遣選手は対象期間中、強化指定選手相当と認める。

- ③ 別途定める強化指定選手誓約書に署名提出した者。
- ④ 指定された選手は当連盟強化指定選手として登録される。
- ⑤ 女性アスリートが出産により競技を中断した場合、強化指定を受けた記録を出産した日より1年間に限り延長を認め、強化再指定できるものとする。

#### （2）強化指定選手の取り消し

- ① 強化指定選手には、メディカルチェックを必要に応じて実施するが、医学的問題により競技力が発揮できない場合は指定を取り消すことができる。

- ② アンチ・ドーピング規則違反が生じた場合は、いかなる理由があろうとも直ちに指定を取り消す。
- ③ 国際クラス分け規程違反の場合は指定を取り消すことができる。
- ④ 強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は指定を取り消すことができる。

#### (指定ランク)

第4条 指定ランクは次による。

強化 指定	II-1 (知的障がい) 別表による強化指定記録を突破した者
	II-2 (ダウン症 等)

#### (強化指定選手の遵守事項)

第5条 強化選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

- (1) 強化合宿・オンライントレーニングへの参加
- (2) 指定された国内及び国際大会への参加（日本パラ選手権・日本パラ陸上競技連盟 ID 選手権等）
- (3) 指定された当連盟主催等行事への参加協力
- (4) 練習状況の報告
- (5) 健康など医学的状況変化の報告
- (6) 当連盟、国際陸上競技連盟 (WA)、日本陸上競技連盟 (JAAF) などの規則.特に競技者資格規定などは準用されるので注意が必要である。
- (7) 強化指定選手等行動規程および強化指定選手等誓約書（別途定める）
- (8) 当連盟の行動規程（別途定める）

#### (費用負担)

第6条 費用負担は次による。

- (1) 合宿や国際大会にかかる参加経費については、競技力向上事業による事業費を一部使用する。但し、参加者自身の負担金が発生する。
- (2) 当連盟が推薦し、日本パラリンピック委員会 (JPC) が派遣する総合国際大会（グローバルゲームズ等）に参加する場合は、参加者自身の負担金が発生する。

#### (選考委員会)

第7条 選考委員会の委員は下記のとおりとする。

- (1) 選考委員長は強化委員長とする。
- (2) 選考委員は、ハイパフォーマンスディレクター、トラック・フィールド代表者とする。
- (3) 委員の任期は当連盟役員等の任期を準用し、再任を妨げない。
- (4) 選考委員会はメール等で書類審査とする。委員長は提出された申請書を選考委員に送付し決済をとる。
- (5) 選考委員会で強化指定選手として認定された後、メディカルチェックを実施し異常がなければ最終決定とする。

付則この規程は、令和6(2024)年4月1日より実施、施行する。

令和7(2025)年2月6日 一部変更

令和8(2026)年1月23日一部変更